

教 健 体 第 5 1 8 号  
令和4年(2022年) 8月8日

各 教 育 局 長  
各 道 立 学 校 長 様  
各市町村教育委員会教育長(札幌市を除く。)  
( 各 市 町 村 立 学 校 長 )

北海道教育庁学校教育局指導担当局長  
(新型コロナウイルス感染症対策担当局長) 中澤美明  
北海道教育庁教職員局長 伊賀治康

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更及び「濃厚接触者の待機期間の見直し等」に係る対応について(通知)

このことについて、次のとおり文部科学省から通知がありました。本通知を踏まえ、道立学校においては、当面の間、別紙のとおり取り扱うこととしますので、適切に対応いただくようお願いします。

なお、濃厚接触者の待機期間の見直し等については、国が8月中下旬を目途に、学校生活における留意点を示すこととしております。このため、追加や修正等が必要な場合には、改めてお知らせする予定です。

市町村教育委員会におかれましては、本通知を参考に、首長部局とも連携しながら、所管の各学校への指導について、よろしくお願いいたします。

#### 記

##### 【送付資料】

1. 別紙「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更及び濃厚接触者の待機期間の見直し等に係る対応について」
2. 「『新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針』の変更等について」  
(令和4年(2022年) 7月20日付け教健体第444号) ※通知済のため写しを添付
3. 「濃厚接触者の待機期間の見直し等について」  
(令和4年7月25日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡)  
※下記4に時点修正されたものが添付されているため添付書類(厚生労働省事務連絡)は省略
4. 「新型コロナウイルスへの感染が確認された者及び濃厚接触者への対応等について」  
(令和4年8月1日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡)

(学校教育局健康・体育課健康・体育指導係)  
(教職員局福利課健康管理係)

## 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更 及び濃厚接触者の待機期間の見直し等に係る対応について

### 1. 検査の実施

① 令和4年7月15日に変更された基本的対処方針には、次の事項が記載されている。

#### 【基本的対処方針】（令和4年7月15日変更）

- ・ 地域の実情に応じ、小学校等内で感染者が複数確認された場合の関係する教職員や児童生徒等に対する検査の実施（中略）等を行う。
- ・ 感染が拡大している又は高止まりしている地域において、小学校等でクラスターが多発する場合には、地域の実情に応じ、自治体又は学校等の判断で、教職員等に対する頻回検査や長期休業後等における教職員に対する検査（中略）を行う。

#### 【教職員に対する検査の実施】

② 道立学校において、学級閉鎖、学年閉鎖及び学校閉鎖（以下「学級閉鎖等」という。）があった場合には、学校における集団感染を防止する観点から、当該措置の開始時又はその直後に、学校の判断で、学級担任など対象範囲を設定の上、次を参考に検査（抗原定性検査キットによる検査。薬事承認されたものに限る。③から⑨において同じ。）を実施することができる。

##### 【学級閉鎖等における検査】

抗原定性検査キットを活用し、学級閉鎖等の措置の開始時又はその直後に、1回の実施を想定。

③ 近隣の複数の学校において臨時休業が発生したり、市町村による感染対策が強化されたりするなどの状況があり、学校医から、自校にも感染拡大のおそれがあるとして、教職員への検査が必要という助言がある場合等には、学校の判断で、全教職員に対し、又は学級担任などの対象範囲を設定の上、次を参考に頻回検査や長期休業の終了時等に検査を実施することができる。

##### 【頻回検査】

抗原定性検査キットを活用し、1週間に1回、4週間の実施を想定（北海道における検査の集中的実施計画と同程度）。なお、道では、複数の高齢者施設等においてクラスターが発生した場合に、検査の集中的実施計画の対象にすることを検討することとしている。これを学校に置き換えると、近隣の複数の学校において臨時休業が発生したり、市町村による感染対策が強化されたりした場合において、自校における感染拡大の現実的な可能性を勘案し、頻回検査の必要性を判断されたい。

##### 【長期休業の終了時等の検査】

抗原定性検査キットを活用し、長期休業等の終了の直前に、1回の実施を想定。

- ④ 検査は、任意であって、強制するものではないことから、学校における集団感染の防止が目的であることについて、あらかじめ教職員に説明すること。また、教職員が、道が実施する無料検査や、個人の負担で医療機関等での有料検査を行う場合には、その結果をもって上記の検査の実施に代えることができる。
- ⑤ 上記の②及び③により教職員への検査の実施を検討する場合には、あらかじめ教職員局福利課に相談されたいこと。

### 【児童生徒に対する対応】

- ⑥ 児童生徒について、学級閉鎖等があった場合には、原則として自宅等で休養することとしており、また、感染の可能性があるとして特定（リストアップ）された者については、出席停止の措置を講じていることから、基本的に検査の実施は想定していない。
- ⑦ ただし、何らかの理由により、検査の実施が必要な場合には、自費での検査を原則とするが、特に学校として実施する必要がある場合に限り、抗原定性検査キットを配布の上、家庭において検査を行わせることも可能である。
- ⑧ 上記⑦により児童生徒に対する検査を検討する場合には、あらかじめ学校教育局健康・体育課に相談されたいこと。

### 【道立学校における検査キットの配備】

- ⑨ 抗原定性検査キットの配備については、感染症対策等支援事業費を活用すること。なお、配備に当たっては、以下の目安を参考にすること。

#### 【配備の目安】

学校種		道立高等学校						道立特別支援学校
間口	1	2	3	4	5	6～		
頻回検査	教職員	15	22	28	34	41	46	100
	キット数	60	88	112	132	164	184	400
児童生徒	定員	120	240	360	480	600	720	200
	キット数	24	48	72	96	120	144	40
総キット数		84	136	188	228	284	328	440
所要経費		84千円	136千円	188千円	228千円	284千円	328千円	440千円
感染症対策等支援事業費配分額（参考）		1,800千円			2,250千円		2,700千円	3,600千円

#### 【備考】

1. 頻回検査は、全教職員が4回検査する分として積算。
2. 児童生徒のキット数は、全児童生徒の1/10が2回検査する分として積算。
3. 所要経費は、キット10本で10千円で積算。
4. 頻回検査分と児童生徒用を区分する必要はなく、総数の範囲で柔軟に対応。
5. 上記は参考であり、各学校の実情等に応じて配備すること。

6. 上記②及び③以外にも、一部の教職員に感染が拡がるなど、学校の事業継続に著しい支障を来す場合などには、その必要に応じて、柔軟にキットを活用すること。

## 2. 修学旅行や部活動の大会への参加

① 令和4年7月15日に変更された基本的対処方針には、次の事項が記載されている。

### 【基本的対処方針】(令和4年7月15日変更)

- ・ 地域の感染状況に応じて、自治体又は大会主催者等若しくは学校等の判断で、部活動の大会前や修学旅行前等において、健康観察表や健康観察アプリ等も活用しながら、日々の健康状態を把握し、何らかの症状がある場合等は検査を行い、陰性を確認した上で参加することを可能とする。

② 修学旅行前等において、「さあチェック（SA-Check）（セーフティ&アクションチェック）」を活用しながら、健康・行動チェックを確実に実施し、何らかの症状がある場合等には、自費での検査（PCR検査、抗原定量検査、抗原定性検査キット（薬事承認されたものに限る。）による検査）を行い、陰性を確認した上で参加することを可能とすること。

③ 部活動の大会参加については、基本的対処方針の変更や濃厚接触者の待機期間の見直し等を踏まえ、別途、中体連や高体連、高野連等の関係団体と協議を進める予定としていること。なお、それまでの間は、従前の対応とすること。

## 3. 感染の可能性のある者の特定（リストアップ）と講じる措置

① 令和4年7月25日に国が示した通知（事務連絡）には、次のとおり記載されている。

### 【濃厚接触者の待機期間の見直し】(令和4年7月25日付け文部科学省事務連絡)

- ・ 幼稚園、小学校、義務教育学校及び特別支援学校等における濃厚接触者の特定及び行動制限については、自治体の関係部局が連携して、自治体ごとにあらかじめ方針を定めることとされている一方で、それ以外の中学校、高等学校及び中等教育学校等で感染者が発生した場合については、濃厚接触者の特定及び行動制限は求められていない点に変更はないこと。
- ・ また、現在、BA.5系統への置き換わりが進む中で、感染者が急増しており、保健所業務の重点化や社会経済活動の維持の観点から、感染するリスクの高い同一世帯内や、重症化リスクの高い方が入院・入所している医療機関や高齢者施設等を対象に積極的疫学調査を集中的に実施することとされたこと。

② 上記について、本道ではすでに、保健所等による学校への積極的疫学調査を実施しておらず、各学校では、保健福祉部が作成した「接触者のリストアップの基準 学校編」に基づき、可能な限り感染の可能性のある者の特定（リストアップ）を行い、出席停止の措置を講じてきたところである。このため、現状の取扱いを継続するものとする。

## 4. 濃厚接触者の待機期間の見直し

① 令和4年7月25日に国が示した通知（事務連絡）には、次のとおり記載されている。

### 【濃厚接触者の待機期間の見直し】（令和4年7月25日付け文部科学省事務連絡）

- ・ 特定された濃厚接触者の待機期間は、最終暴露日（感染者との最終接触等）から5日間（6日目解除）とすること。
- ・ ただし、2日目及び3日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は、3日目から解除を可能とすること。

② また、本取扱いに関し、令和4年8月1日に国が示した通知（事務連絡）には、次のとおり記載されている。

### 【新型コロナウイルスへの感染が確認された者及び濃厚接触者への対応等】

（令和4年8月1日付け文部科学省事務連絡）

#### 2. 濃厚接触者の待機期間の見直しについて

（中略）これらのいずれの場合においても、一定の発症リスクが残存することから、7日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、ハイリスク者との接触やハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避け、マスクを着用すること等の感染対策の徹底をお願いします。

※ハイリスク者：高齢者や基礎疾患有する者など感染した場合に重症化リスクの高い方

③ 児童生徒について、濃厚接触者及び感染の可能性があるとして特定（リストアップ）された者については、待機期間を7日間から5日間に変更する。

また、教職員について、濃厚接触者及び感染の可能性があるとして特定（リストアップ）されたものについては、待機期間を7日間から5日間に、道教委への協議を行い、2日目及び3日目の検査で陰性を確認した場合は、3日目から解除に、それぞれ変更する。

④ 濃厚接触者、感染の可能性があるとして特定（リストアップ）された者、学級閉鎖等の対象生徒のうち、入学試験、就職試験等の事情がある者については、2日目及び3日目の検査（自費での抗原定性検査キットによる検査。薬事承認されたものに限る。）により陰性を確認した場合には、3日目から参加を可能とする。

なお、この場合、学校において検査結果を確認できるよう、これらの者が自ら撮影した検査結果の画像等を提出するなどの対応を求めること。

⑤ ただし、上記のいずれの場合においても、一定の発症リスクが残存することから、7日間が経過するまでは、「さあチェック（SA-Check）（セーフティ&アクションチェック）」を活用しながら、健康・行動チェックを確実に実施するとともに、ハイリスク者との接触やハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避け、マスクを着用すること等の感染対策の徹底を図ること。

⑥ 学級閉鎖等の期間について、陽性者との最終接触日から5日間という現行の取扱いは変更しない。

⑦ 部活動の大会参加については、基本的対処方針の変更や濃厚接触者の待機期間の見直しを踏まえ、別途、中体連や高体連、高野連等の関係団体と協議を進める予定としていること。(再掲)

## 5. 医療機関・保健所からの証明書等の取得に関する配慮

① 令和4年8月1日に国が示した通知（事務連絡）には、次のとおり記載されている。

【新型コロナウイルスへの感染が確認された者及び濃厚接触者への対応等】

(令和4年8月1日付け文部科学省事務連絡)

1. 新型コロナウイルス感染症に係る医療機関・保健所からの証明書等の取得に対する配慮について

(中略)衛生管理マニュアルにおいてお示ししているように、新型コロナウイルスへの感染が確認され、又は濃厚接触者として特定された教職員や児童生徒等が、療養期間又は待機期間を経て、学校に出勤、登校するに当たっては、学校に陰性証明を提出する必要はありません。

ただし、抗原定性検査キットを用いた検査により待機期間を短縮する場合に、その検査結果を自ら撮影した画像等で確認することは差し支えありません。

また、同様に、教職員や児童生徒等が新型コロナウイルスに感染し、自宅等で療養を開始する際も、医療機関や保健所等が発行する検査結果を証明する書類は必要ありませんので、医療のひつ迫を回避するためにこれらの取扱いへの御理解と御協力をお願いします。

② 上記について、本道においては、学校衛生管理マニュアルに基づき、従前から医療機関等による証明書類の提出を求めていない。このため、各学校においては、現状の取扱いを継続するとともに、その徹底を図るものとする。

## 6. その他

① 濃厚接触者の待機期間の見直し等について、8月中下旬を目途に国が学校生活における留意点を示すこととしており、その内容を踏まえて必要な追加・修正等を行う場合があること。

② 本内容及び今後国が示す留意点の内容を踏まえ、関係通知の内容を修正する予定であること。

教健体第 444 号  
令和4年(2022年)7月20日

各 課 長  
各 教 育 局 長  
各 道 立 学 校 長 様  
各市町村立教育委員会教育長(札幌市を除く。)  
(各 市 町 村 立 学 校 長 )

北海道教育庁学校教育局健康・体育課長 今 村 隆 之

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更等について(通知)  
このことについて、別添のとおり文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から連絡  
がありましたので、通知します。

また、道が作成しました別添「道民の皆様へのお願い」のチラシについては、児童生徒  
に配布したり、教室等に掲示したりするなどして、御活用願います。

なお、市町村教育委員会においては、所管する学校に周知願います。

企画・調整係  
健康・体育指導係

7月15日に変更された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」及び7月14日に新型コロナウイルス感染症対策分科会から提出された3つの提言についてお知らせします。

事務連絡  
令和4年7月15日

各都道府県・指定都市教育委員会総務課・学校保健担当課  
 各都道府県教育委員会専修学校主管課  
 各都道府県私立学校主管部課  
 附属学校を置く各國公立大学法人附属学校事務主管課  
 各文部科学大臣所轄学校法人担当課 御中  
 構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた  
 各地方公共団体の学校設置会社担当課  
 各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課  
 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

### 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更等について

このたび、7月15日に新型コロナウイルス感染症対策本部が開催され、「B.A.5系統への置き換わりを見据えた感染拡大への対応」が取りまとめられるとともに、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「基本的対処方針」という。）が変更されました。また、それに先立って7月14日に開催された新型コロナウイルス感染症対策分科会において、「第7波に向けた緊急提言」並びに「効果的に感染拡大を防止しながら、社会経済活動を維持していくための検査の活用について」（以下「検査提言」という。）及び「感染拡大防止のための効果的な換気について」（以下「換気提言」という。）の3つの提言が取りまとめられましたので、併せてお知らせします。

今般の基本的対処方針の変更は、新型コロナウイルス感染症対策分科会において取りまとめられた提言を踏まえたものとなります。それらに係る留意事項は、以下のとおりとなりますので、引き続き、地域の感染状況に応じて必要な感染症対策に取り組んでいただくようお願いします。

また、本件に関連して、本日付けで厚生労働省から都道府県等の衛生主管部（局）に対して「高齢者施設等の従事者等に対する検査の実施について」（別紙）が発出されており、その中で、各自治体が策定する集中的実施計画の対象として小学校や幼稚園等を位置付けることについて検討することとされていますので、学校が所在する地域の自治体の取扱いを確認するなど、引き続き、適切に御対応ください。

都道府県・指定都市教育委員会担当課においては所管の学校及び域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課においては所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、国公立大学法人附属学校事務主管課においてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人担当課においてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課においては所轄の学校設置会社及び学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課においては所轄の認定こども園及び域内の市（指定都市及び中核市を除く。）区町村認定こども園主管課に対して、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課においては所管の高等課程を置く専修学校に対して、本件を周知されるようお願いします。

## 記

### 1. 検査の活用について

検査提言は、学校について一律に広範・頻回に検査を行うことを求めるものではなく、感染リスクが一定程度高まる場合に検査を行うことが重要とし、

- ・ 地域において感染拡大しており、実際に高齢者施設や学校等の部活動で感染者が発生しているなど、感染リスクが高まっている場合に行うこと
- ・ その上で、具体的な感染事例も踏まえると、外部から感染が持ち込まれるリスクのある場合や普段会わない人との交わりなど、感染リスクが高まる場面・場所に的を絞って検査を行うこと
- ・ 特に小児への検査については、有症状者には当然優先して行う。地域の感染状況に応じて、小児の負担、地域における検査能力等を考慮して実施可能である場合には、無症状の小児に対する検査もあり得る。

とされています。

これを踏まえ、今般変更された基本的対処方針においては、例えば学校について、

- ・ 地域の実情に応じ、小学校等内で感染者が複数確認された場合の関係する教職員や児童生徒等に対する検査の実施（中略）等を行う。
- ・ 地域の感染状況に応じて、自治体又は大会主催者等若しくは学校等の判断で、部活動の大会前や修学旅行前等において、健康観察表や健康観察アプリ等も活用しながら、日々の健康状態を把握し、何らかの症状がある場合等は検査を行い、陰性を確認した上で参加することを可能とする。
- ・ 感染が拡大している又は高止まりしている地域において、小学校等でクラスターが多発する場合には、地域の実情に応じ、自治体又は学校等の判断で、教職員等に対する頻回検査や長期休業後等における教職員に対する検査（中略）を行う。等とされています。

なお、各自治体や学校等の判断により検査を実施する場合、各自治体が地域の実情に応じて行政検査として実施することが可能であるほか、各自治体や学校等が地域の感染状況に応じて、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「検査促進枠」による無料検査事業の検査を活用することも事業の要件に従って可能であることについて、厚生労働省及び内閣官房と調整済みですので、その旨申し添えます。

## 2. 換気について

換気については、これまでも基本的な感染対策の一つとして位置付けており、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」や「学校環境衛生基準」にも、換気の方法やその際の留意事項等について記載しているところでです。今般の基本的対処方針の変更及び換気提言により、その取扱いを変更するものではありませんが、各学校において効果的な換気が行われるよう、換気提言も参考にしながら、各自治体や学校の実情に応じた取組を御検討ください。

なお、換気提言でも言及のある二酸化炭素濃度測定器については、「学校等における感染症対策等支援事業」等による補助対象としていますので、御承知置きください。

### (参考)

- ・新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針  
[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel\\_coronavirus/th\\_siryou/kihon\\_r\\_040715.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/kihon_r_040715.pdf)
- ・B A. 5系統への置き換わりを見据えた感染拡大への対応  
[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel\\_coronavirus/th\\_siryou/kihon\\_r\\_040715\\_1.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/kihon_r_040715_1.pdf)
- ・第7波に向けた緊急提言  
[https://www.cas.go.jp/seisaku/ful/taisakusuisin/bunkakai/dai17/7thwave\\_teigen.pdf](https://www.cas.go.jp/seisaku/ful/taisakusuisin/bunkakai/dai17/7thwave_teigen.pdf)
- ・効果的に感染拡大を防止しながら、社会経済活動を維持していくための検査の活用について  
[https://www.cas.go.jp/seisaku/ful/taisakusuisin/bunkakai/dai17/kensa\\_katuyou.pdf](https://www.cas.go.jp/seisaku/ful/taisakusuisin/bunkakai/dai17/kensa_katuyou.pdf)
- ・感染拡大防止のための効果的な換気について  
[https://www.cas.go.jp/seisaku/ful/taisakusuisin/bunkakai/dai17/kanki\\_teigen.pdf](https://www.cas.go.jp/seisaku/ful/taisakusuisin/bunkakai/dai17/kanki_teigen.pdf)

以上

<本件連絡先>  
文部科学省:03-5253-4111(代表)  
初等中等教育局 健康教育・食育課(内2918)

事務連絡  
令和4年7月15日

各 都道府県  
保健所設置市  
特別区 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

### 高齢者施設等の従事者等に対する検査の実施について

現下の感染状況を踏まえたオミクロン株の特性に応じた検査体制の点検・強化については、「現下の感染状況を踏まえたオミクロン株の特性に応じた検査・保健・医療提供体制の点検・強化について」（令和4年7月5日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）において、お示ししたところです。

また、令和4年7月15日の新型コロナウイルス感染症対策本部において、「BA.5系統への置き換わりを見据えた感染拡大への対応」が決定されたところです。これを踏まえ、下記のとおりお示ししますので、対応を御願いいたします。

今般お示しする内容を踏まえ、集中的実施計画を変更する場合は、変更後の計画を厚生労働省に、7月25日（月）中に報告してください。（報告前に検査を開始することも差し支えありません。また、期限後に開始頂くことも可能ですので、ご相談ください。）

#### 記

- 「現下の感染状況を踏まえたオミクロン株の特性に応じた検査・保健・医療提供体制の点検・強化について」においては、集中的実施計画に基づく検査について、まん延防止等重点措置区域に指定されていない場合であっても、実施することは可能であることから、地域の感染状況を注視し、必要と判断する場合には、高齢者施設等（障害者施設を含む。）、保育所、幼稚園、小学校等において集中的検査を実施するよう依頼したところです。
- 現下の感染状況をみると、新規陽性者数はすべての都道府県で増加しており、多くの地域では増加幅が大きくなり、急速に感染拡大しています。また、今後の感染状況について、発症日のエピカーブや大都市における短期的な予測では、多くの地域で新規感染者数の増加が続くことが見込まれます。また、①ワクチンの3回目接種と感染により獲得された免疫は徐々に減衰していること、②今後3連休や夏休みの影響もあり、接触の増加等が予想されること、③オミクロン株のBA.5等の系統への置き換わりが進んでいる

こと等から、今後引き続き感染者数の急速な増加の継続も懸念されるところであり、医療提供体制への影響も含めて注視していく必要があるところです。

このような感染状況を踏まえ、すべての都道府県において、オミクロン株であっても重症化リスクの高い高齢者等が多い入所系の高齢者施設等（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、認知症グループホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、障害者支援施設等）については、集中的実施計画に基づく集中検査を実施することを要請します。

○ また、各地域の感染状況を踏まえ、

- ・ 介護や障害分野における外部との接触の機会の多い通所系や訪問系の事業所や、
- ・ 医療機関のほか、小学校や幼稚園、保育所等

についても、積極的に対象とすることを改めて検討してください。

○ 対象者の設定に当たり、高齢者施設等においては、これまでも、従事者は必ず対象とすることに加え、外部との接触のある新規入所者等を対象にすることを検討することを依頼してきたところですが、入所者等においては、お盆や夏休み等により外部との接触機会の増加も想定されるところです。

このため、地域の実情に応じて、高齢者施設や通所系、訪問系の事業所等の利用者で、例えば、帰省などにより、施設外の親族等との接触があった場合には、検査の対象にすることも検討してください。

○ なお、上記の集中的検査は従来どおり、行政検査として、公費負担（国が感染症予防事業費等負担金として2分の1を負担）での実施となります。また、行政検査ではなく地方単独事業等として集中的検査を実施する場合も集中的実施計画の対象となります。この場合、内閣府の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の地方単独事業分等の活用も可能です。

○ また、検査の種類については、入所者の重症化リスクが高い高齢者施設等の従事者に対する頻回検査や、これらの施設の新規入所者等に対する検査については、基本的に、PCR検査や抗原定量検査を使用することが考えられますが、PCR検査や抗原定量検査による頻回な検査の実施が困難な場合に、抗原定性検査キットをより頻回に（例えば週2～3回以上）実施することも有効です。

一方で、小学校や幼稚園、保育所等における頻回検査は、基本的に、抗原定性検査キットを使用することが考えられます（なお、基本的な考え方をお示ししたものであり、他の検査方法の利用を否定するものではありません）。

また、抗原定性検査キットを活用する際、検体中のウイルス量が少ない場合には、感染していても結果が陰性となる場合があるため、陰性の場合でも感染予防策の継続を徹底すること等が必要であることに留意を御願いします。

以上

夏の感染拡大防止に向けた

# 道民の皆様へのお願い

人の活動がより活発となる夏休みやお盆休みなどに向け、  
より注意が必要な場面、場所では3つの行動を徹底しましょう。

## 夏に特徴的な3つの活動

■ 旅行・帰省

■ お祭りなどのイベント

■ 部活動

## より注意が必要な3つの場面・場所

高齢者、  
重症化リスクの高い方、  
普段会わない方と会う

大勢の方との  
飲食

人が多く  
集まる

## 3つの行動

- ・三密回避、人との距離確保、マスク着用、手指消毒を徹底し、特に、**十分に換気**を行いましょう。また、発熱等の症状がある場合は外出や移動を控え、医療機関を受診しましょう。
- ・飲食では短時間、大声を出さず、会話の時はマスクを着用しましょう。
- ・感染に不安を感じる時は検査を受けましょう。(無症状の方に限ります。)特に、高齢者や重症化リスクの高い方と会う際は、検査を受け、陰性を確認しましょう。

適切な  
マスク着用

- ・屋内で会話する際は**マスクを着用**しましょう。
- ・屋外で**熱中症**のリスクが高まる場面では原則、**マスクをはず**しましょう。(近い距離で会話をするような場面を除きます。)

ワクチン  
接種

- 4回目 60歳以上の方などは、  
重症化予防のために接種をご検討ください。
- 特に**若年層**の方は、  
**夏休み期間**を活かした接種をご検討ください。
- 3回目

令和4年7月22日付けで厚生労働省事務連絡の一部改正が行われ、濃厚接触者の待機期間の見直し等が行われましたので、お知らせします。

事務連絡  
令和4年7月25日

各都道府県・指定都市教育委員会総務課・学校保健担当課  
各都道府県教育委員会専修学校主管課  
各都道府県私立学校主管部課  
附属学校を置く各國公立大学法人附属学校事務主管課  
各文部科学大臣所轄学校法人担当課  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた  
各地方公共団体の学校設置会社担当課  
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課  
御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

### 濃厚接触者の待機期間の見直し等について

令和4年7月22日付けで厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡「B.1.1.529系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について」の一部改正が行われましたので、その改正内容についてお知らせします。

なお、関連して、同日付けで厚生労働省より「オミクロン株のBA.5系統への置き換わりを見据えた感染拡大に対応するための医療機関・保健所の負担軽減等について」が発出されていますので、併せて御参照ください。

本改正に伴い、学校生活において御留意いただきたい点等については、8月中下旬を目途に改めてお知らせする予定ですので、御承知置きください。

都道府県・指定都市教育委員会担当課におかれでは所管の学校及び域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれでは所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、国公立大学法人附属学校事務主管課におかれではその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人担当課におかれではその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれでは所轄の学校設置会社及び学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれでは所轄の認定こども園及び域内の市（指定都市及び中核市を除く。）区町

村認定こども園主管課に対して、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課におかれでは所管の高等課程を置く専修学校に対して、本件を周知されるようお願いします。

## 記

### 1. 積極的疫学調査の実施対象について

- 幼稚園、小学校、義務教育学校及び特別支援学校等における濃厚接触者の特定及び行動制限については、自治体の関係部局が連携して、自治体ごとに予め方針を定めることとされている一方で、それ以外の中学校、高等学校及び中等教育学校等で感染者が発生した場合については、濃厚接触者の特定及び行動制限は求められない点に変更はないこと
- また、現在、BA.5 系統への置き換わりが進む中で、感染者が急増しており、保健所業務の重点化や社会経済活動の維持の観点から、感染するリスクの高い同一世帯内や、重症化リスクの高い方が入院・入所している医療機関や高齢者施設等を対象に積極的疫学調査を集中的に実施することとされたこと

### 2. 濃厚接触者の待機期間の見直しについて

- 特定された濃厚接触者の待機期間は、最終曝露日（感染者との最終接触等）から5日間（6日目解除）とすること
- ただし、2日目及び3日の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は、3日目から解除を可能とすること

以上

<本件連絡先>

文部科学省:03-5253-4111(代表)

初等中等教育局 健康教育・食育課(内2918)

厚生労働省の事務連絡の改正等を踏まえ、新型コロナウイルス感染症に係る医療機関・保健所からの証明書等の取得に関する配慮事項等についてお知らせします。

事務連絡  
令和4年8月1日

各都道府県・指定都市教育委員会総務課・学校保健担当課  
各都道府県教育委員会専修学校主管課  
各都道府県私立学校主管部課  
附属学校を置く各國公立大学法人附属学校事務主管課  
各文部科学大臣所轄学校法人担当課  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた  
各地方公共団体の学校設置会社担当課  
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課  
御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

#### 新型コロナウイルスへの感染が確認された者及び濃厚接触者への対応等について

7月29日に新型コロナウイルス感染症対策本部が開催され、「社会経済活動を維持しながら感染拡大に対応する都道府県への支援について」及び「病床、診療・検査医療機関のひつ迫回避に向けた対応」が決定されました。

また、同決定も受けて、7月30日には、「B.1.1.529系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について」（別添1）及び「オミクロン株のBA.5系統への置き換わりを見据えた感染拡大に対応するための医療機関・保健所の負担軽減等について」（別添2）の一部改正が行われました。

これらを踏まえ、全ての年代において、新型コロナウイルスの感染拡大が続く中、医療のひつ迫を回避し、医療機関や保健所等が重症化リスクのある方への対応を確実に行うことができるよう、新型コロナウイルス感染症に係る医療機関・保健所からの証明書等の取得に関する下記の取扱いについて御配慮いただくようお願いします。

現在、学校は夏季休業中となります、趣旨を十分に御了知いただき、学校の教職員に感染が確認された場合の対応に当たって御留意いただくとともに、児童生徒等に感染が確認された場合の対応など、児童生徒等や保護者への周知方法も含めて、新学期に向けた検討に当たっても御参考ください。

都道府県・指定都市教育委員会担当課におかれでは所管の学校及び域内の市（指定

都市を除く。) 区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれでは所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、国公立大学法人附属学校事務主管課におかれではその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人担当課におかれではその設置する学校に対して、構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれでは所轄の学校設置会社及び学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれでは所轄の認定こども園及び域内の市(指定都市及び中核市を除く。)区町村認定こども園主管課に対して、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課におかれでは所管の高等課程を置く専修学校に対して、本件を周知されるようお願いします。

## 記

### 1. 新型コロナウイルス感染症に係る医療機関・保健所からの証明書等の取得に対する配慮について

別添2事務連絡にもありますが、従前より文部科学省の学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル(以下「学校衛生管理マニュアル」という。)においてお示ししているように、新型コロナウイルスへの感染が確認され、又は濃厚接触者として特定された教職員や児童生徒等が、療養期間又は待機期間を経て、学校に出勤、登校するに当たっては、学校に陰性証明を提出する必要はありません。

ただし、抗原定性検査キットを用いた検査により待機期間を短縮する場合に、その検査結果を自ら撮影した画像等で確認することは差し支えありません。

また、同様に、教職員や児童生徒等が新型コロナウイルスに感染し、自宅等で療養を開始する際も、医療機関や保健所が発行する検査結果を証明する書類は必要ありませんので、医療のひつ迫を回避するためにこれらの取扱いへの御理解と御協力をお願いします。

※ やむを得ず証明を求める必要がある場合であっても、真に必要のない限り、医療機関や保健所が発行する書類ではなく、自ら撮影した検査結果を示す画像やMy HER-SYS等のシステムを通じて取得した療養証明書により確認すること

なお、別添2事務連絡の2.③及び6.にあるように、症状が軽い又は無症状の方について、自らが検査した結果を、行政が設置し医師を配置する健康フォローアップセンター等に連絡し、医療機関の受診を待つことなく健康観察を受けることを可能としている自治体もあるため、地域の衛生主管部(局)と適切に連携し、当該地域における取扱いを確認するようお願いします。

## 2. 濃厚接触者の待機期間の見直しについて

先日7月25日付けの事務連絡でお知らせしたとおり、濃厚接触者の待機期間の見直しが行われ、具体的には、特定された濃厚接触者の待機期間が最終曝露日（感染者との最終接触等）から5日間（6日目解除）とされるとともに、2日目及び3日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は3日目から解除が可能とされました。

一方で、別添1事務連絡にもあるように、これらのいずれの場合においても、一定の発症リスクが残存することから、7日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、ハイリスク者との接触やハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避け、マスクを着用すること等の感染対策の徹底をお願いします。

また、学校衛生管理マニュアルにおいては、濃厚接触者に特定されない場合であっても「感染者と会話の際にマスクを着用していないなど感染対策を行わずに飲食を共にした者」について、出席停止の措置を取ることとしていますが、この点については、「食事の際に飛沫が飛ばないよう、机を向かい合わせにしない、大声での会話を控える、といった従来からの対策が講じられていれば、給食時にマスクをせずに会話したことだけで、一律に出席停止の措置を取ることにはならない」との考え方を示しています。

今般の別添1事務連絡においても、一定期間の外出自粛を含めた感染拡大防止対策をとる対象としては、「事業所等で感染者と接触があった者のうち、会話（大声や飛沫が飛ぶ会話を想定）の際にマスクを着用していないなど感染対策を行わずに飲食を共にしたもの」とされましたので、改めて御確認をお願いします。

(参考)

- ・社会経済活動を維持しながら感染拡大に対応する都道府県への支援について  
[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel\\_coronavirus/th\\_siryou/kihon\\_r\\_040729.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/kihon_r_040729.pdf)
- ・病床、診療・検査医療機関のひつ迫回避に向けた対応  
[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel\\_coronavirus/th\\_siryou/kihon\\_r\\_040729\\_1.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/kihon_r_040729_1.pdf)

以上

＜本件連絡先＞

文部科学省:03-5253-4111(代表)

初等中等教育局 健康教育・食育課(内2918)

事務連絡  
令和4年3月16日  
令和4年7月30日一部改正

各 都道府県  
保健所設置市  
特別区 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

B. 1. 1. 529 系統（以下「オミクロン株」という。）の感染急拡大が確認された場合の濃厚接触者の取扱等については、令和4年1月5日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」等で、積極的疫学調査については、「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」（国立感染症研究所）等でお示ししてきたところです。

オミクロン株については、感染・伝播性やその倍加速度が高い一方、重症化率は低い可能性が示唆されるなど、その特徴が徐々に明らかになってきました。従来株と比べて潜伏期間と発症間隔が短いオミクロン株の特徴を踏まえ、感染状況など地域の実情に応じて、自治体の判断により、全ての感染者に対する濃厚接触者の特定を含む積極的疫学調査を行わない場合は、下記の通り、感染するリスクの高い同一世帯内や、重症化リスクの高い方が入院・入所している医療機関や高齢者施設等を対象に濃厚接触者の特定や行動制限を含めた積極的疫学調査を集中的に実施することとしますので、管内市町村、関係機関等への周知をお願いいたします。現在、BA. 5 系統への置き換わりが進む中で、感染者が急増しており、保健所業務の重点化や社会経済活動の維持の観点から、本事務連絡の考え方の徹底をお願いいたします。

なお、本事務連絡は本日より適用することとし、濃厚接触者の待機期間の取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」等に関わらず、本事務連絡を適用いたします。

濃厚接触者の待機期間の見直しを行いました。なお、令和4年7月22日の改正による濃厚接触者の待機期間の見直し（7日間から5日間への短縮等）については、令

和4年7月22日より適用となり、同日時点で濃厚接触者である者にも適用いたします。なお見直し後も引き続き、一定の発症リスクは残存することから、7日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、ハイリスク者との接触やハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避け、マスクを着用すること等の感染対策の徹底を求めてこととします。

(主な改正箇所は太字下線)

## 記

### 1. 感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定と行動制限について

オミクロン株については、

- ・感染・伝播性が高く、潜伏期間と発症間隔が短いため、感染が急拡大し、それに伴い濃厚接触者が急増することから、その全てにこれまでと同様の一連の対応を行うことは、保健所機能そして社会経済活動への影響が非常に大きい、
- ・一方で、高齢者は若年者に比べて重症化する可能性が高いことから、高齢者等への感染が急速に拡がると重症者数が増加し、医療提供体制のひっ迫につながるおそれがある

といった特徴がある。

このため、今後、オミクロン株が感染の主流の間は、感染者との接触場所等によって、その後の感染リスクや更なる感染拡大の防止の効果、重症化リスクのある者への波及の可能性、行動制限による社会経済活動への影響が異なることを踏まえ、濃厚接触者の特定や行動制限及び積極的疫学調査の実施方針について、以下（1）～（5）のとおりお示しする。自治体においては、感染状況など地域の実情に応じて、管内におけるオミクロン株の特徴を踏まえた方針を検討の上、住民その他の関係者にその結果、実施することとなった取扱について適切に周知をお願いする。都道府県におかれでは、保健所設置市とも連携の上、対応をお願いする。また、当該方針については、決定後速やかに厚生労働省の下記連絡先に報告をお願いする。

(連絡先)

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

戦略班・保健班

Email: variants@mhlw.go.jp

#### (1) 同一世帯内で感染者が発生した場合

##### a. 基本的な考え方

同一世帯内の同居者の二次感染率は、その他の濃厚接触者の二次感染率より高いと考えられる。また、同一世帯内においては感染の情報が迅速に共有され、

オミクロン株が主流である中にあっても、濃厚接触者の特定・行動制限を求める意義は大きく、一定の効果が見込まれる。

他方で、一般的な世帯は集団の規模としては事業所等に比べ小さいものの、二人以上の世帯に属する者の数は多く、同一世帯内感染が広がり、濃厚接触者が増加すれば、社会経済活動への影響は大きいことに配慮する必要がある。

#### b. 具体的な取扱

- ・同一世帯内で感染者が発生した場合は、保健所等による濃厚接触者の特定・行動制限を求める。ただし、濃厚接触者の特定に当たっては、一律に聴取り等を行う必要はなく、同一世帯内の全ての同居者が濃厚接触者となる旨を感染者に送付するメッセージにその旨を盛り込み周知する等の方法により感染者に伝達すること等をもって濃厚接触者として特定したこととすることは可能である。
- ・オミクロン株の特徴を踏まえ、同一世帯内において感染が疑われる事例が生じた場合には、何よりも迅速に感染拡大防止対策を講じることが必要であり、検査結果の判明や保健所等からの連絡を受けるまでの間においても、自主的な対策を速やかにとつていただくことをあらかじめ住民等に対して周知していただくようお願いする<sup>1</sup>。
- ・特定された濃厚接触者の待機期間は、当該感染者の発症日（当該感染者が無症状（無症状病原体保有者）の場合は検体採取日）又は当該感染者の発症等により住居内で感染対策を講じた日のいずれか遅い方を0日目として、5日間（6日目解除）とする（※1）が、2日目及び3日目の抗原定性検査キットを用いた検査（※2）で陰性を確認した場合は、社会機能維持者であるか否かに関わらず、3日目から解除を可能とする。また、この場合における解除の判断を個別に保健所に確認することは要しない。
- ・上記いずれの場合であっても、一定の発症リスクは残存することから、7日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、高齢者や基礎疾患を有する者等感染した場合に重症化リスクの高い方（以下「ハイリスク者」という。）との接触やハイリスク者が多く入所・入院する高齢者・障害児者施設や医療機関（以下「ハイリスク施設」という。）への不要不急の訪問（※3）、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避け、マスクを着用すること等の感染対策の徹底を求ることとする。

※1 ただし、当該同一世帯等の中で別の同居者が発症した場合は、改めて

---

<sup>1</sup> 具体的な対策のメッセージとして、厚生労働省において以下のポスターを作成しており、参考にされたい。

・家族が新型コロナウイルスに感染した時に注意したいこと <https://www.mhlw.go.jp/content/000835169.pdf>  
・お子さまが新型コロナウイルスに感染した際の対応について <https://www.mhlw.go.jp/content/000883759.pdf>

その発症日（当該別の同居者が無症状の場合は検体採取日）を0日目として起算する。また、当該感染者が診断時点で無症状病原体保有者であり、その後発症した場合は、その発症日を0日目として起算する。

※2 抗原定性検査キットは自費検査とし、薬事承認されたものを必ず用いること。令和4年1月5日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」に基づき、事業者が社会機能維持者に使用するために購入した抗原定性検査キットを活用することは差し支えない。なお、無症状者に対する唾液検体を用いた抗原定性検査キットの使用は推奨されていないため、抗原定性検査キットを用いる場合は鼻咽頭検体又は鼻腔検体を用いること（なお、自己採取する場合は鼻腔検体を推奨している）。また、事業主は業務の必要性を適切に判断し、業務に従事させる必要があると判断する場合には事業主として検査体制を確保するなど、従業員に過度の負担を強いることのないよう配慮すること。

※3 受診等を目的としたものは除く。

## （2）事業所等（（3）及び（4）の施設を除く）で感染者が発生した場合

### a. 基本的な考え方

同一世帯内以外の事業所等（（3）及び（4）の施設を除く。以下同じ。）において濃厚接触者が感染している確率は、同一世帯内の濃厚接触者が感染している確率と比べ、低いと考えられる。また、各業界、事業所等における感染防止対策が徹底している場合、感染者が発生しても、事業所等で感染が拡大しないケースもある。さらに、これまでの基本的な感染対策の積み重ねなどにより、国民自らが状況に応じて、自主的な感染対策を講じることも期待される。

他方、事業所等で濃厚接触者とされた者の一律の行動制限の実施は、従事者の不足等に繋がる恐れがあり、社会経済活動への影響が大きくなるおそれがある。

このため、オミクロン株が主流である中において、事業所等における感染拡大防止対策は、社会経済活動の維持との両立の観点でバランスを取ることが求められる。

### b. 具体的な取扱

- ・保健所等による積極的疫学調査及び濃厚接触者の特定・行動制限は求めない。  
このため、必ずしも行政検査の対象とはならない。
- ・ただし、同時に多数の感染者が発生し、感染拡大の場となっている可能性がある状況や、基本的な感染対策を行わずに飲食を共にするなど感染リスクの高い場合等、さらなる感染対策の必要性が認められる場合における保健所等による調査や、感染対策の協力要請の実施を行うことは可能である。
- ・上記を踏まえ、住民や事業所等に対しては、感染者が発生した場合に、状況

に応じて自主的な感染対策を徹底いただくこととし、以下の点を十分に周知するようお願いしたい。

- 同一世帯内以外の事業所等で感染者と接触があつたことのみを理由として、出勤を含む外出を制限する必要がないこと。
- 事業所等で感染者と接触（※）があつた者は、接触のあつた最後の日から一定の期間（目安として7日間）はハイリスク者との接触やハイリスク施設への訪問、不特定多数の者が集まる飲食や大規模イベントの参加等感染リスクの高い行動を控えるよう、事業所内に周知すること。また、症状がある場合には、速やかに医療機関を受診することを促すこと。
- 事業所等で感染者と接触（※）があつた者のうち、会話（大声や飛沫が飛ぶ会話を想定）の際にマスクを着用していないなど感染対策を行わずに飲食を共にしたもの等は、一定期間（例えば、5日間の待機に加えて自主的に検査など）の外出自粛を含めた感染拡大防止対策をとること。
- ・感染状況等に応じて、一般に、検温など自身による健康状態の確認や、ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避け、マスクを着用すること等の感染対策を求めることがある。

※ 「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」（国立感染症研究所）を踏まえた感染者の感染可能期間（発症2日前～）の接触

### （3）ハイリスク施設で感染者が発生した場合

#### a. 基本的考え方

オミクロン株においては、重症化リスク因子のない若年層が重症化する率は低く、重症例や死亡例の多くは高齢者であり、ハイリスク者が多数入院・入所するハイリスク施設では、感染拡大時の影響が大きくなりうることから、他の事業所等に比べて感染拡大防止策を強化する必要がある。

こうした場においては、オミクロン株が主流である中にあっても、積極的疫学調査の実施及び濃厚接触者の特定・行動制限を求める意義は大きく、早期の介入により一定の感染拡大防止の効果が見込まれる。

他方で、積極的疫学調査を実施し、濃厚接触者を特定し、行動制限を行うことにより、事業継続が困難となり、ひいては医療提供体制のひっ迫につながりうることに配慮する必要がある。

#### b. 具体的な取扱

- ・保健所等による迅速な積極的疫学調査を実施し、濃厚接触者の特定・行動制限及び当該ハイリスク施設内の感染対策の助言を求める。
- ・特定された濃厚接触者の待機期間は、最終曝露日（感染者との最終接触等）から5日間（6日目解除）とするが、2日目及び3日目の抗原定性検査キットを用いた検査（（1）bの※2参照）で陰性を確認した場合は、社会機能維

持者であるか否かに関わらず、3日目から解除を可能とする。また、この場合における解除の判断を個別に保健所に確認することは要しない。

- ・上記いずれの場合であっても、一定の発症リスクは残存することから、7日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、ハイリスク者との接触やハイリスク施設への不要不急の訪問 ((1) b の※3 参照)、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避け、マスクを着用すること等の感染対策の徹底を求めることがある。
- ・濃厚接触者となった従事者は、待機期間中においても、一定の条件の下、毎日の検査による陰性確認によって、業務従事を可能とする（別途示す事務連絡を参照）。確認に必要な抗原定性検査キットは、自治体や団体等が希望数量をとりまとめて入手することも可能であることなど、入手方法については、担当部局宛に別途連絡する。
- ・早期探知・早期対応・早期治療が重症者の抑制に重要であることを改めてハイリスク施設に周知する。

(4) 保育所（地域型保育事業所及び認可外保育施設を含む）、幼稚園、認定こども園、小学校、義務教育学校、特別支援学校及び放課後児童クラブで感染者が発生した場合

#### a. 基本的考え方

保育所（地域型保育事業所及び認可外保育施設を含む）、幼稚園、認定こども園、小学校、義務教育学校、特別支援学校及び放課後児童クラブ（以下「保育所等」という。）においては、同一世帯内以外の事業所等と同様に、同一世帯内と比べて濃厚接触者が感染している確率は必ずしも高くないと考えられる一方で、特に保育所や幼稚園等の乳幼児については、同一世帯以外の事業所等の場合と比べると、マスク着用など基本的な感染対策の徹底が、困難と考えられ、引き続き、感染防止対策の内容等に応じて自治体による柔軟な対応が必要である。

また、保育所等の従事者（保育士・幼稚園教諭・小学校教諭等）が濃厚接触者となり、就業できずに、休園・休校等となった場合に、その対象となった子どもの育児のために保護者が欠勤せざるを得なくなり、社会経済活動への影響が大きくなるおそれがある。

#### b. 具体的な取扱

- ・濃厚接触者の特定・行動制限については、都道府県又は保健所設置市の保健衛生部局と市町村の児童福祉部局等、都道府県及び市町村の教育委員会又は都道府県私立学校主管部局（以下単に「児童福祉部局等」という。）が連携して、上記（2）又は（3）の取扱を参考に、自治体毎にあらかじめ感染者が発生した場合の積極的疫学調査の実施や濃厚接触者の特定に関する方針を決定

しておくことが望ましい。関係部局間で連携の上、濃厚接触者の特定・行動制限を行わないこととしている自治体もあるところであり、保健所等の業務の状況や社会経済活動への影響も踏まえ、改めて、濃厚接触者の特定・行動制限の必要性について検討いただきたい。その際、未就学児と小学生でマスク着用等の基本的な感染防止対策の実施に差異が生じることもあるため、当該感染防止対策の水準に応じて、それぞれ方針を決定することも考えられる。

- ・上記方針により濃厚接触者の特定を行う場合には、当該特定された濃厚接触者の待機期間は、(3) b のハイリスク施設の濃厚接触者の待機期間と同様の取扱とする。

- ・濃厚接触者となった従事者は、待機期間中においても、一定の条件の下、毎日検査による業務従事を可能とする(別途示す事務連絡を参照)。確認に必要な、抗原定性検査キットは、自治体等が希望数量をとりまとめて入手することも可能であることなど、入手方法については児童福祉部局等宛に別途連絡する。
- ・感染者の発生により施設を休園・休校せざるを得ない場合であっても、できる限りその範囲と期間を限定できるよう検討するとともに、保護者の就労継続が可能となるよう、一部休園や代替保育等により保育機能を継続する取組を推進する(児童福祉部局等宛に別途連絡する)。

## (5) 集団感染(クラスター)が発生した場合

### a. 基本的な考え方

事業所等の中で同時に5名以上の集団感染が発生した場合等においては、限られた空間におけるなんらかの感染拡大要因の存在が疑われ、早期の保健所の介入による一定の感染拡大の防止は期待される。

### b. 具体的な取扱

- ・従来通り感染状況に応じて、都道府県等の判断により積極的疫学調査を実施し、濃厚接触者の特定・行動制限を求める。
- ・特定された濃厚接触者の待機期間は、(1)～(4)のbに示した取扱を参考に、感染拡大の原因として考えられる要因を踏まえて個別に判断する。
- ・特に高齢者・障害児者の通所・訪問系事業所など(3)には該当しないもののハイリスク者の感染拡大が想定される場で感染者が発生した場合には、更なる感染拡大を防止できるよう、十分留意して対応することとする。
- ・クラスターと認定される前段階で、保健所が自治体本庁における感染対策部門と情報共有の上、厚生労働省のクラスター対策班や国立感染症研究所の実地疫学専門家養成プログラム(FETP)の自治体への相談支援が可能となるよう、連携を確保する。

## 2. 積極的疫学調査の実施について

### (1) 基本的な考え方

#### a. 従来の方法

従来の積極的疫学調査については、「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」（以下「実施要領」という。）等に基づき、感染症法第12条に基づく医師の届出（以下「発生届」という。）を起点として、届出のあった感染者の全例について、①感染源の推定（後向き調査）や②濃厚接触者の調査（前向き調査）の2つの調査を組み合わせて幅広く実施することにより、クラスターの連鎖を防ぎ、感染拡大を防止することを主な目的としている。これらの調査を通じて、感染経路や世代時間などウイルスの基本的な特性を把握することも、目的とされている。

また、感染拡大時においては、ハイリスク施設や感染リスクの高い場に関する行動歴の聴取に重点化することや、事業所等で濃厚接触候補者のリストをとりまとめ保健所等に提出し、濃厚接触者を特定することを可能としている。

調査の実施に当たっては、自治体からの要請に応じて国立感染症研究所のクラスター対策専門家を派遣し、技術的な支援を行っている。また、変異ウイルスの出現等に伴う知見の収集を目的とした深堀調査について、国立感染症研究所から自治体への調査の必要性について打診を行うこともある。

#### b. オミクロン株の特徴を踏まえた取扱

他方で、オミクロン株については、

- ・従来株と比べて潜伏期間と発症間隔が短いなどオミクロン株に関する性質等が明らかになってきており、感染拡大時には、濃厚接触者の特定と待機の有効性が低下している
- ・特に都市部において、患者数が急増し、全ての患者への聴取りの実施が困難である

といった特徴がある。

このため、同株が主流の間は、引き続き多くの患者が発生することを前提として、「実施要領」等の記載にかかわらず、

- ①調査を集中的に実施することにより、ハイリスク施設の感染拡大防止を徹底する
- ②課題や必要性に応じて調査を行う人的資源を確保し、効果的な感染防止対策に繋げる

ことを基本として、積極的疫学調査を実施する。特に①の重点実施はハイリスク者の命と健康を守るために極めて重要であり、遺漏のないように取り扱うことが求められる。具体的には、以下（2）及び（3）に示すとおり、上記ハイリスク施設については、積極的疫学調査と濃厚接触者の特定により施設内の感染拡大を抑える効果が期待できるため、感染症法第15条に基づく当該ハイリスク

施設からの報告に基づき都道府県等が感染発生初期から積極的に調査を実施する。また、②の調査は、(4) のとおり実施する。

ただし、感染者が少ない地域など都道府県等が従来の方法により迅速に積極的疫学調査を実施できる場合には、引き続き、幅広く実施することは可能である。また、新たな変異株が発生した場合には、当該変異株の特徴を踏まえ対応することとなることも想定しておくことが必要である。厚生労働省のクラスター対策班や国立感染症研究所の実地疫学専門家養成プログラム（FETP）の派遣による支援は、引き続き実施するので、積極的に活用されたい。自治体においては、感染状況など地域の実情に応じて、管内におけるオミクロン株の特徴を踏まえた積極的疫学調査の方針について検討の上、住民その他の関係者にその結果、実施することとなった取扱を適切に周知するものとする。また、当該方針については、1の濃厚接触者の特定及び行動制限の方針と併せて、決定後速やかに厚生労働省に報告をお願いする（連絡先は1の柱書きに記載の通り）。

## （2）発生届に基づく保健所等の対応

発生届が提出された場合には、65歳以上の者及び65歳未満の重症化リスクのある者に対し、保健所等からの初回の連絡や健康観察を行うこととなるが、その際の取扱は以下の通りとする（※）。

- ・感染者本人に対して、HER-SYS等のシステムを積極的に用いて、65歳以上の者及び65歳未満の重症化リスクのある者に重点的に連絡を行っていただきたい（既に各自治体で行っている効果的な連絡方法等の仕組みがある場合はそれを妨げるものではない）。
- ・発生届又は感染者自らがMy HER-SYSの「健康調査」に入力した内容により、年齢、重症化リスク因子、ワクチン接種歴等、重点的に健康観察を行う対象であるか否かの判断が可能な場合、聴取り調査は必ずしも行う必要はない。また、積極的疫学調査として、感染者に対し、濃厚接触者の特定のための詳細な聴取り調査についても必ずしも行う必要はない。
- ・感染者と同一世帯内の同居者がいる場合を想定し、詳細な聴取り調査を行うことなく、一律、当該同居者は濃厚接触者として取り扱うこととする旨、伝達する。当該同居者である濃厚接触者には、適切な周知資料等も用いながら、感染者を通じること等により、1（1）bで示した行動制限の内容等を周知するよう、当該感染者に求めることとする。この際、自治体では、感染対策の継続の重要性やどのようなときに受診するか等の基本的な対策について、周知・伝達すること。
- ・上記同居者に、高齢者など重症化リスクが高い方がいる場合には、体調の変化に応じて速やかに医療機関を受診すること等についても周知すること。

※65歳以上の者及び65歳未満の重症化リスクのある者に係る発生届や健康観

察等の取扱については従前通りであるが、それ以外の者については、令和4年7月22日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡「オミクロン株のBA.5系統への置き換わりを見据えた感染拡大に対応するための医療機関・保健所の負担軽減等について」を参照。

### (3) ハイリスク施設からの報告に基づく都道府県等及び都道府県感染制御・業務継続支援チーム等の対応

発生届とは別に、以下の通りハイリスク施設からの報告を求め、都道府県及び都道府県感染制御・業務継続支援チーム等による調査を集中的に実施することにより、ハイリスク者との間での感染拡大を防止する。

また、感染者の発生が少数である段階においては、感染者と一定の接触があつた者について、入居者であれば別室対応とし、従業員であれば出勤を見合させるなど、保健所と連携して、事業所毎に事前に方針を定めておくことが望ましい。

- ・ハイリスク施設から都道府県等又は都道府県感染制御・業務継続支援チーム等への報告に当たっての基準等は以下のとおりとする。

**【条件】**ハイリスク施設において、従業者や入居者の別を問わず、感染者が1名以上発生した場合に行うこと（ただし、感染可能期間にハイリスク施設に出勤・入院・入所等をしていない者のみの感染の場合など当該ハイリスク施設において感染拡大につながらないと判断した場合は除く）

**【方法】**報告は、以下の項目を参考にして求めること（ただし、既に各自治体で行っている効果的な連絡方法等の仕組みがある場合はそれを活用されたい）。

- ・感染管理の体制の有無と具体的な体制の内容（自施設のみではなく、他施設からの応援体制も含む）
- ・従業者及び入所者のワクチン接種状況（回数と最後の接種日）
- ・施設の利用者への対応状況
- ・濃厚接触者の特定の有無及び人数（施設の利用者数も含めて収集）

**【留意点】**ただし、都道府県等から調査が行われる前に2例目以降が発生し、感染拡大防止のために特に都道府県等の関与が必要と認められる場合には、当該施設は、都道府県等に対してその旨の連絡を行うものとする。

- ・ハイリスク施設からの報告に基づき、都道府県等は当該ハイリスク施設に連絡し（あらかじめ感染者が出た場合の対応を都道府県等とハイリスク施設において協議している場合はこの限りではない。）、必要に応じて積極的疫学調査を行う。具体的には、都道府県等は、従来通り感染者からの行動歴の聴取や、施設全体の検査などの調査を実施する。また、必要に応じて、都道府県感染制御・

業務継続支援チーム等クラスター対策の専門家と連携して対応すること。また、調査の実施において、人材が不足している場合には、自治体間で広域に連携し、感染対策の専門家の派遣により、人材確保に努めること。

- ・濃厚接触者には、ハイリスク施設の感染拡大の防止を徹底するため、従来通り適切な管理（初期スクリーニングとしての全数検査や健康観察の実施、外出自粛等の要請）を都道府県等から求める。なお、1（3）及び（4）で示したとおり、必要な医療を継続するため、従事者について、一定の条件の下で毎日検査により出勤することは可能とする。

#### （4）課題や必要性に応じて保健所等が行う調査

上記（2）及び（3）のほか、地域の感染状況を踏まえつつ、公衆衛生・医療上の課題や必要性に応じて、積極的疫学調査を行う。

具体的には、変異ウイルスによってもたらされる臨床像や疫学状況が異なる可能性がある場合、感染が下げ止まった場合の理由の探索、場所や年齢に応じた特徴的な感染が多発する場合などの理由の探索、などが想定される。

## <本事務連絡に関する Q&A>

- Q1 「1. (2) 事業所等 ((3) 及び (4) の施設を除く) で感染者が発生した場合において、保健所等が引き続き濃厚接触者の特定・行動制限を行った場合には、当該濃厚接触者の待機期間は、「1. (1) 同一世帯内で感染者が発生した場合」における濃厚接触者と同様の取扱いでよいか。 ..... 13
- Q2 自治体の判断で、全ての感染者に対する濃厚接触者の特定を含む積極的疫学調査を行わない場合に、「感染拡大地域の積極的疫学調査における濃厚接触者の特定等について」（令和3年6月4日事務連絡）に基づいて、保健所業務の補助として事業所に濃厚接触者等の候補範囲の提示を依頼し、濃厚接触者の特定等を行っても良いか。 ..... 13
- Q3 濃厚接触者について、社会機能維持者以外の者も抗原定性検査キットで待機期間の短縮が可能となったが、これまでの社会機能維持者に該当しない濃厚接触者が所属する事業者が、当該濃厚接触者の待機期間の短縮のために、事業者として医薬品卸売販売業者から抗原定性検査キットを購入する場合はどのようにすれば購入できるのか。 ..... 13
- Q4 保健所等による対応が可能で、引き続き、幅広く濃厚接触者の特定を行う場合、当該濃厚接触者の待機期間の取扱いはどのように扱えばよいのか。 ..... 14

Q1 「1. (2) 事業所等 ((3) 及び (4) の施設を除く) で感染者が発生した場合において、保健所等が引き続き濃厚接触者の特定・行動制限を行った場合には、当該濃厚接触者の待機期間は、「1. (1) 同一世帯内で感染者が発生した場合」における濃厚接触者と同様の取扱いでよいか。

差し支えありません。

(参考) 本事務連絡 1. (1) 同一世帯内で感染者が発生した場合<抜粋>

・特定された濃厚接触者の待機期間は、当該感染者の発症日（当該感染者が無症状（無症状病原体保有者）の場合は検体採取日）又は当該感染者の発症等により住居内で感染対策を講じた日のいずれか遅い方を0日目として、5日間（6日目解除）とする（※1）が、2日目及び3日目の抗原定性検査キットを用いた検査（※2）で陰性を確認した場合は、社会機能維持者であるか否かに関わらず、3日目から解除を可能とする。また、この場合における解除の判断を個別に保健所に確認することは要しない。

・上記いずれの場合であっても、一定の発症リスクは残存することから、7日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、高齢者や基礎疾患有する者等感染した場合に重症化リスクの高い方（以下「ハイリスク者」という。）との接触やハイリスク者が多く入所・入院する高齢者・障害児者施設や医療機関（以下「ハイリスク施設」という。）への不要不急の訪問（※3）、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避け、マスクを着用すること等の感染対策の徹底を求ることとする。

Q2 自治体の判断で、全ての感染者に対する濃厚接触者の特定を含む積極的疫学調査を行わない場合に、「感染拡大地域の積極的疫学調査における濃厚接触者の特定等について」（令和3年6月4日事務連絡）に基づいて、保健所業務の補助として事業所に濃厚接触者等の候補範囲の提示を依頼し、濃厚接触者の特定等を行っても良いか。

自治体の判断で全ての感染者に対する濃厚接触者の特定を含む積極的疫学調査を行わない場合に、事業所に濃厚接触者等の候補範囲の提示を依頼することは想定していません。なお、保健所による対応が可能で、引き続き、幅広く積極的疫学調査を実施する自治体が、感染拡大地域であるなど、事業所に保健所業務の補助を依頼することが感染拡大防止の観点から、保健所が直接行うより効果的と判断する場合はこの限りではありません。

Q3 濃厚接触者について、社会機能維持者以外の者も抗原定性検査キットで待機期間の短縮が可能となったが、これまでの社会機能維持者に該当しない濃厚接触者が所属する事業者が、当該濃厚接触者の待機期間の短縮のために、事業者として医薬品卸売販売業者から抗原定性検査キットを購入する場合はどうすれば購入

できるのか。

濃厚接触者が所属する事業者が、待機期間短縮のために、抗原定性検査キットを医薬品卸売販売業者から入手する場合には、別添の確認書（「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」（令和4年1月5日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）の別添の確認書を準用したもの）を使用することとし、事業者が医薬品卸売販売業者から入手する場合は、当該確認書を同卸売販売業者に提出してください。その際、「社会機能維持者である濃厚接触者」については「事業者の業務に従事する濃厚接触者」に読み替えて適用します。なお、入手に当たっては、必要と想定される量を勘案して購入することとしてください。また、地域の状況により、医薬品卸売業者からの購入が困難な場合等には、確認書を提出し、薬局から購入することも差し支えありません。

※ 厚生労働省の HP に、一般事業者からの問合せに対応できる医薬品卸売業者等のリストを掲載しており、参考にしてください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00296.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00296.html)

**Q4 保健所等による対応が可能で、引き続き、幅広く濃厚接触者の特定を行う場合、当該濃厚接触者の待機期間の取扱いはどのように扱えばよいのか。**

(同一世帯内で感染者が発生した場合)

本事務連絡の1 (1) b の同一世帯内の濃厚接触者の待機期間と同様の取扱いとしてください。

具体的には、濃厚接触者の待機期間は、感染者の発症日（当該感染者が無症状（無症状病原体保有者）の場合は検体採取日）又は当該感染者の発症等により住居内で感染対策を講じた日のいずれか遅い方を0日目として、5日間（6日目解除）としますが、2日目及び3日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は、社会機能維持者であるか否かに関わらず、3日目から解除を可能とします。また、この場合における解除の判断を個別に保健所に確認することは要しません。

上記いずれの場合であっても、一定の発症リスクは残存することから、7日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、ハイリスク者との接触やハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避け、マスクを着用すること等の感染対策の徹底を求めることとします。

(同一世帯内以外で感染者が発生した場合)

本事務連絡の1 (3) b のハイリスク施設の濃厚接触者の待機期間と同様の取扱いとしてください。

具体的には、濃厚接触者の待機期間は、最終曝露日（感染者との最終接触等）から5日間（6日目解除）としますが、2日目及び3日目の抗原定性検査キットを用いた

検査で陰性を確認した場合は、社会機能維持者であるか否かに関わらず、3日目から解除を可能とします。また、この場合における解除の判断を個別に保健所に確認することは要しません。

上記いずれの場合であっても、一定の発症リスクは残存することから、7日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、ハイリスク者との接触やハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避け、マスクを着用すること等の感染対策の徹底を求めることとします。

## 抗原定性検査キットを使用した検査実施体制に関する確認書

- ① 検査管理者が研修を受講していることを確認して、リスト化しています。  
※ 研修については、厚生労働省の HP で公開される以下の WEB 教材の関連部分を学習します。
  - ・医療従事者の不在時における新型コロナウィルス抗原定性検査のガイドライン
  - ・理解度確認テスト

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00270.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00270.html)
- ② 抗原定性検査キットは、社会機能維持者である濃厚接触者に対する検査にのみ使用します。
- ③ 検査管理者が、受検者に対し、検査の実施方法等について別紙を活用し説明するとともに、理解を得たことを確認します。また、検査の実施に当たっては、可能な限りオンラインで立ち会い・管理下において実施するほか、検査結果は必ず確認します。
- ④ 検査管理者が、受検者に対し、抗原定性検査キットを使用した検査の結果が陽性となった場合、医療機関への受診を促すとともに、その診断結果を確認します。
- ⑤ 検査結果が陰性だった場合にも、当該業務への従事以外の不要不急の外出はできる限り控えるように求めます。

以上①から⑤までについて間違いないことを確認しました。

確認日 :

令和　年　月　日

確認者（抗原定性検査キット購入者）：

株式会社○○○○

確認者の住所：

○○県○○市○○

### 1 使用にあたって

- ① あらかじめ検査に関する注意点、使い方等を勉強してから検査を実施します。

(参考) 検査に関する注意点、使い方等

以下の3に記載する「一般的な検査手順と留意点」に加えて、厚生労働省が以下のホームページで公開するWEB教材を参考にするとともに、各製品の添付文書における使用方法や使用するキットを製造するメーカーの提供するパンフレットや動画資料を必ず確認・理解した上で、検査を実施してください。

厚生労働省関連HP

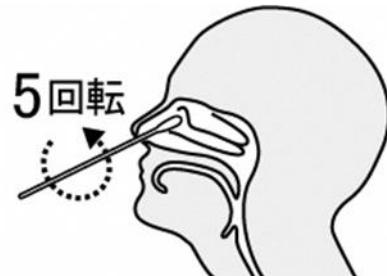
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00270.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00270.html)



- ② 鼻腔ぬぐい液を、自分で採取して検査を行います。

- ・ 鼻から綿棒を2cm程度挿入し、  
5回転させ、5秒程度静置します。

鼻腔ぬぐい液採取



### 2 一般的な検査手順と留意点

<検体採取（鼻腔ぬぐい液の自己採取）>

- ① 鼻孔（鼻の穴の入り口）から2cm程度綿棒を挿入する
- ② 綿棒を鼻の内壁に沿わせて5回程度回転させる
- ③ 5秒程度静置し、引き抜く
- ④ 綿棒が十分に湿っていることを確認する

※同居人等がいる場合は、被検者は、他者と向き合わない方向を向くか、他者とガラス等により隔てられた位置に移動して実施します。

※他者による検体採取は感染等のリスクを伴う可能性があり、また、鼻咽頭（鼻の奥）ぬぐい液の自己採取は危険かつ困難であるため、鼻腔ぬぐい液の自己採取によって行います。

#### <試料調製>

- ① 採取後ただちに綿棒をチューブに浸す
- ② 綿棒の先端をつまみながら、チューブ内で綿棒を 10 回程度回転させる
- ③ 綿棒から液を絞り出しながらチューブから綿棒を取り出し、綿棒を破棄する
- ④ 各キットに付属する蓋（フィルター、ノズル、チップ等）をチューブに装着する
- ⑤ 製品によってはそのまま一定時間静置する

#### <試料滴下>

- ① チューブから数滴（製品により異なる）、キットの検体滴下部に滴下する
- ② 製品毎に定められた時間（15 分～30 分程度）、キットを静置する

#### <結果の判定>

- 判定の方法については、各製品の添付文書に加えて、判定結果を示している実際のキットの写真が含まれている各製品のパンフレット、動画資料等を確認してください。
- 試料の滴下を行ってから判定を行うまでの時間は、製品毎に異なります。指定された時間を過ぎた場合、キット上に表示される結果が変わることがありますので、各製品の添付文書を確認し、特に陰性と判定する場合には、必ず指定された時間で判定してください。（陽性の判定については、指定された時間の前でも可能なキットもあります。）
- キット上に表示される結果が明瞭でなく、判定が困難な場合には、陽性であった場合と同様に取り扱ってください。
- 抗原定性検査の結果を踏まえて被験者が感染しているか否かについての判断が必要な場合は医師に相談してください。

### 3 検査後の対応

判定結果	対 応
陽性	・速やかに医療機関を受診してください。
陰性	・7日目までは、当該業務への従事以外の不要不急の外出はできる限りさけるとともに、引き続き、外出時のマスク着用、手指消毒等の基本的な感染対策を続けてください。

## **4 抗原定性検査キットの保管等**

<b>区分</b>	<b>取扱い方法</b>
<b>保管 方法</b>	常温（冷蔵保存の場合は、使用前に室温に戻してから使用）
<b>廃棄 方法</b>	ご家庭等で使用したキット（綿棒、チューブ等を含む）を廃棄するときは、ごみ袋に入れて、しっかりしばって封をする、ごみが袋の外面に触れた場合や袋が破れている場合は二重にごみ袋に入る等、散乱しないように気を付けてください。 参考：新型コロナウイルスなどの感染症対策としてのご家庭でのマスク等の捨て方（リーフレット） <a href="http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/leaflet-katei.pdf">http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/leaflet-katei.pdf</a>